

大切な お知らせ

農地中間管理事業の利用には 『手数料』のご負担をお願いします

◎農地中間管理事業の手数料について

農地中間管理事業は国・県からの補助金により運営していますが、やまがた農業支援センターの自主財源を一部充当している経費があり、この負担が年々増加しています。

このため、将来に向けて持続的、安定的にこの事業をご利用いただけるよう、令和7年から利用者の皆様に一部ご負担をお願いしています。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

◎手数料の概要

対象者	対象となる契約	納付時期・方法	手数料率
出し手(農地所有者)	令和6年10月以降に 公告の契約	毎年11月の賃料支払いの際、手数料 を差し引いて支払いいたします	0.75%
受け手(耕作者)	※使用賃借の場合、 手数料は発生しません	毎年11月の賃料支払いの際、手数料 を上乗せして納入いただきます	年間賃料が1万円の場合 手数料は75円

◎手数料納入のイメージ

(賃料が年間10,000円の場合の手数料75円の例)



◆詳しくは、やまがた農業支援センターのホームページをご覧ください。



ホームページ
二次元コード

【お問い合わせは】

◎農地中間管理事業については……最寄りの市町村農政担当課 または 農業委員会 まで、
※当センターでは、この事業の相談窓口を各市町村にお願いしています。

◎手 数 料 に 関 し て は……やまがた農業支援センター までお願いします。

公益財団法人 やまがた農業支援センター

農地中間管理事業推進課 ☎ 023-631-0697

ホームページ <http://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp>

大切な農地を未来へつなごう

農地の貸し借りは 農地中間管理事業を ご活用ください！



未来へつなごう、やまがた農業
農サポやまがた

公益財団法人やまがた農業支援センター
(山形県農地中間管理機構)

農地中間管理事業は、山形県農地中間管理機構※(公的機関)(以下「機構」という。)が農地を貸したい方(以下「出し手(農地所有者)」という。)から農地を借り受け、耕作を希望する方(以下「受け手(耕作者)」という。)にまとまりのある形で農地を貸し付ける制度です。

※山形県農地中間管理機構:農地の出し手(農地所有者)と受け手(耕作者)をつなぐ農地の中間的な受け皿として山形県知事が指定する法人

農地中間管理事業の仕組み



出し手(農地所有者)のメリット

- 機構は公的な機関なので安心して貸せます
- 賃料は機構から確実に支払われます
- 契約期間終了後には、確実に農地が戻ります
- 一定の要件を満たせば固定資産税の軽減を受けられます

受け手(耕作者)のメリット

- 複数の出し手(農地所有者)の農地を借りても、契約は機構とのみとなります(契約の手間が省けます)
- まとまった農地を長期間借りられ、農作業の効率化・コストダウンが可能です(借入期間中は安心して耕作できます)
- 口座振替で賃料の支払いは機構に一括で済みます(振込手数料はかかりません)

地域のメリット

- 地域の農業の発展が期待できます
- まとまって農地を貸し付けた地域や機構からの転賃により集約化を進める地域に機構集積協力金が交付されます(要件があります)

農地中間管理事業の主な流れについて

令和5年4月に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行され、これまでの「人・農地プラン」を「地域計画」として法定化し、地域の農業者等の話し合いによる将来の農地利用の姿を「目標地図」として明確化し、農地中間管理機構が作成する「農用地利用集積等促進計画」に基づく農地の集約化等を推進することになりました。

